

## 八王子市妊娠期支援事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日  
施行

### (目的)

第 1 条 この要綱は、全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の保健師等の専門職が面接・相談等を通じて関わることにより、出産・子育てに関する不安軽減と妊産婦が抱える問題解決のため切れ目のない支援を行うことで、母子並びにその家族の心身の健康保持・増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぎ、良好な育児環境の確保を図ることを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 妊娠期支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居所する妊産婦及び就学前までの子育て世帯とする。

### (事業内容)

第 3 条 事業を適切かつ効果的に遂行するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 母子保健や育児に関する相談の対応
- (2) 心身の状態及び家庭の状況を把握するための面談
- (3) 面接を行った妊婦に対する育児パッケージの配布
- (4) 支援を必要とする者に対する母子保健サービス等の選定及び情報提供
- (5) 次のいずれかに該当する者に対する支援プランの作成及び支援の実施
  - ア 心身の不調、育児に対する不安がある等の理由により支援を要する者
  - イ 家族から援助が受けられない等のリスク要因が認められる者
  - ウ その他、継続的な支援を要する者
- (6) その他必要に応じた訪問による支援

### (実施主体)

第 4 条 事業の実施主体は、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センターとする。

### (実施担当者)

第 5 条 事業の実施担当者は、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師又は看護師とする。

### (関係機関との連携等)

第 6 条 事業の実施に当たっては、関係所管及び関係機関との連携を密にし、地域における支援のネットワークの構築及び強化を図るものとする。

(個人情報取り扱い)

第 7 条 事業の実施に当たっては、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、効果的な支援実施のため、関係者間での個人情報の共有に努めるものとする。

(帳票の整備)

第 8 条 事業実施に係る記録、その他事業の実施に必要な帳票類を整備するものとする。

(事業評価)

第 9 条 事業実施にあたり、支援の対象者、実施内容、実施体制等についての効果検証を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。